

保育者がとらえる子どもへの不適切なかかわりに関する研究 —同僚保育者の視点から—

大西 薫 ・ 大西 将史*

A study of maltreatment recognized by Childcare workers; From a standpoint of coworkers

Kaoru ONISHI ・ Masafumi OHNISHI

要旨

本研究では、保育者による不適切保育の特徴を第三者である同僚保育者の視点から明らかにすることを目的とした。保育者を対象に自身が見聞きした不適切な保育事例を自由記述で回答を求めた調査を行い、得られた保育事例を全国保育士会による行為類型と比較した。その結果、既存の5類型（「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」、「③罰を与える・乱暴な関わり」、「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」、「⑤差別的な関わり」）に加え、「⑥子どもの働きかけに応じない・無視する・放置する関わり」、「⑦その他」が得られ、保育者自身の資質の問題、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携が機能していない、園の方針の問題や管理職の管理責任放棄といった問題が存在することが示唆された。これらの結果を踏まえ、(1) 不適切保育の行為類型における概念の独立性の問題、(2) 新たな行為類型と保育者の専門性、(3) 第三者的視点から不適切保育をとらえることの有効性、について考察した。

Key words : 不適切保育 同僚保育者 子どもの人権 保育者の専門性 第三者的視点

1. 問題と目的

(1) 幼児教育・保育施設内における体罰や暴言の報告

日本における保育を取り巻く環境は大きく変化し、繰り返されてきた保育制度の規制緩和によって保育の質が問題となっている（例えば秋田・佐川，2012¹⁾；小林，2015²⁾・2018³⁾；近藤・幸田・小林，2021⁴⁾；野澤・淀川・高橋・遠藤・秋田，2017⁵⁾）。そこでは、保育内容の質にとどまらず、保育士の労働に見合わない低賃金による保育士不足や離職率の高さ、定員を超えた詰め込み保育、命令や禁止事項で子どもの主体性や自由を奪うような保育による死亡事故や怪我が発生していることも報告されている。また近年では、保育者による子どもへの体罰・暴言など虐待ともとらえられる行為も併せて報告されている。2020年8月31日の東京新聞⁶⁾では、大阪府の30代の母親の声として、子どもが認可保育所の1歳児クラス在籍当時、約10か月にわたり担任の女性保育士からトイレで叩かれたり、顔を壁に押し付けられたり、「ブタ!」「あっちに行け」などと暴言を吐かれていたという記事を掲載している。退職した元職員から連絡があったことをきっかけに、子どもへの被害を知った母親は児童相談所や市に連絡をしたが、児童相談所からは「家庭内の虐待しか対応できない」と言われ、市は「園長を指導した」と繰り返すだけだったという。その後、母親は園長

* 福井大学 University of Fukui

や担任と話し合いの場を設け、同僚に独自のアンケートを配布し、最終的に担任は虐待をおおむね認めたという。子どもは今でもトイレに入るだけで「キヤー」と泣いてパニックになり、担任から受けた暴力や暴言を思い出すようだと言っている。

児童福祉施設の施設及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2において「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」という不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれている。しかし、保育所内の不適切保育などの防止の取組や、保育所内で起こった不適切保育などへの対応について、現在、国から市区町村などに対して統一的な対応を示したものはない。報道によると、保育施設内における虐待などの通報を受けた市区町村はその施設に事実を確認し、都道府県と連携して指導・監査する場合もあるが、対応はまちまち⁷⁾ だという。

このような、保育者による子どもへの体罰・暴言は日本各地で起こっており、植村・松岡（2020）は、保育におけるマルトリートメント問題として、近年の新たな問題というよりも1980年代後半以降、繰り返し新聞報道がなされてきたことを明らかにしている⁸⁾。前述してきたように、幼児教育・保育領域において、不適切な保育や虐待とも取れる事例が相次いで新聞報道やルポルタージュ（例えば小林，2015⁹⁾・2018¹⁰⁾；大川，2016¹¹⁾；脇，2016¹²⁾）として報告されているものの、アカデミックな研究の俎上に乗せて検討されてこなかったことは大きな問題であろう。このような現状を鑑み、厚生労働省は令和2（2020）年度、不適切保育について初めて実態調査を行うことを発表¹³⁾ した。

（2）不適切保育とは何か —良くないと考えられるかわり—

保育所は、児童福祉法に基づいて、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の権利を考慮し、その福祉を積極的に増進することは、保育所保育指針の根幹をなす理念である。保育所保育指針においては、「保育者は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」とされ、子どもに対する体罰や暴言が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたらなければならないことが示されている。これらのことを踏まえれば、保育所保育指針に反する行為は全て不適切保育といえる。

全国保育士会は、保育者自身が「子どもを尊重する」ことや、「子どもの人権擁護」について改めて意識を高め、自らの保育を振り返ることを目的として、2018年に「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト—子どもを尊重する保育のために—¹⁴⁾」を作成している。このセルフチェックリストでは、不適切保育という用語を用いず、「『良くない』と考えられるかわり」としており、その行為類型を次の5つとしている。すなわち、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」、「③罰を与える・乱暴な関わり」、「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」、「⑤差別的な関わり」、という類型である。また、一日の保育の流れを6つの場面（登園時・日中・昼食・午睡時・降園時・その他）に分類し、それぞれの類型ごとにチェック項目（していない・している、していたことがある）と、「より良いかかわりへのポイント」が事例として示されている。不適切保育を防止するための認識を保育者同士が共有するために、このチェックリストを活用・参考している保育所や自治体は多いことが報告されている¹⁵⁾。

(3) 不適切保育に関する調査研究

近年、不適切保育についての調査研究が行われており、それらは自治体を対象とした全国規模の調査と、保育者を対象とした調査である。

前述の厚生労働省による実態調査は、マーケティング会社のキャンサーズキャンが受託を受けて行われた。キャンサーズキャンは、不適切保育に関して全国の自治体に向け調査を行い、自治体が把握している不適切保育とそれへの対応を明らかにし、併せて「不適切な保育の未然防止や発生時の対応についての手引き」を令和3(2021)年3月に作成している¹⁶⁾。その内容によると、令和元年(2019年)度において不適切保育を把握していた自治体は、回答した1063自治体のうち、21.1%(n=224)であり、事実確認(立入調査や関係者からの聞き取り等)を1件以上行ったのは、16.5%(n=175)であった。不適切保育の事実が確認された件数が1件以上あったのは回答した自治体のうち9.0%(n=96)であった。さらに、確認された不適切保育を分類する質問が設けられ、全国保育士会が示した「良くないと考えられるかかわり」の5種類のどれに該当するか回答を求めている。なお、1つの案件が複数の行為類型にかかるケースであった場合には、それぞれの行為類型ごとに1件として回答を求めている。集計の結果、最も多かったのは「③罰を与える・乱暴な関わり」で、62.5%(n=60)、次いで「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」が47.9%(n=46)、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」が46.9%(n=45)と続いている。報告が少なかった項目については、実際の発生件数が少ない可能性もあるが、「把握していない/回答できない」との回答も多く、「不適切な保育に該当する」との認識が自治体や保育所の職員において明確ではない可能性も考えられるとしている。

植村・松岡(2020)は、全国200名の保育者を対象に調査を行い、保育におけるマルトリートメントと関連する組織要因について検討している¹⁷⁾。マルトリートメントについては、「子どもに対してたたく、つねる、小突くなどの行為をすることがある」「他の職員が、子どもに対して、たたく、つねる、小突くなどの行為をしている」という2項目を設定し、組織要因については職場のチームワーク(3項目)、外部への開放性(7項目)を設定し、それぞれ5段階で評定を求めた。マルトリートメント項目との相関分析の結果、チームワークのみが低い相関を示し、チームワークの悪さがマルトリートメントに結びつくことを明らかにしている。外部への開放性については、有意な関連が見られなかった。

(4) 先行研究の問題と本研究の目的

キャンサーズキャンによる調査研究では、不適切保育を把握した自治体数と把握された不適切保育の種類の割合が明らかになった。この調査は自治体が把握している不適切保育ということから、そこで対象となっているのは自治体で取り上げなくてはならない深刻な不適切保育の事例であると想定でき、虐待行為と考えることもできる。これに対して全国保育士会が示しているような日々の保育の中で保育者それぞれが「子どもに対して『良くない』と考えられるかかわり」は、相対的には深刻度が低いかもしれないが、保育者が幼児教育・保育の専門家として注意を払うべき関わりであり、上述の調査研究においてはそのような関わりまで含めてとらえられているとは言い難い。保育者による不適切保育の全様を明らかにするためには、個々の保育者がどのような関わりを不適切と考えているかを丁寧に検討する必要がある。

一方、植村・松岡(2020)は、全国の保育者200名に調査を行っていることは意義深いものの、全国保育士会が示している行為類型の「③罰を与える・乱暴な関わり」のみしか扱われておらず、

不適切保育と関連する組織要因に焦点が当てられているため、不適切保育の全様をとらえるという面では限界があるといえる。その他の行為類型を含めたより幅広い観点から、保育者のとらえている不適切保育の具体的内容について明らかにする必要がある。

ところで、保育者自身の自己評価に基づいて不適切保育を検討することには、評価の客観性という面から十分な注意が必要である。自己評価においては、保育者が自分自身の保育を不適切な保育であると自覚していない場合には不当に高い評価が得られてしまう危険性がある。例えば、保護者による児童虐待においては、保護者はしつけと称して虐待をしており、自身の行為を虐待であると認識していないケースがほとんどである¹⁸⁾。このことから、保育者自身が自らの保育を振り返ることに限界があり、不適切保育をとらえるうえでは、第三者的な視点が有効であると考えられる。保護者による児童虐待においても、児童相談所への通告者は第三者がほとんどであることを踏まえれば、不適切保育を把握する際には、保育場面を知ることができる第三者として、同僚保育者の視点が重要であると考えられる。保育現場においては、複数人で保育をすることが多く、保育者は同僚と協働で日々の保育業務を行っている。そのため、同僚の視点から不適切保育を捉えることで、より詳細に保育者による不適切保育の具体的内容を明らかにすることができると考えられる。

以上から本研究では、保育者による不適切保育の特徴を第三者である同僚保育者の視点から明らかにすることを目的とした。保育者を対象に自身が見聞きした不適切な保育事例を自由記述で回答を求めた調査を行い、得られた保育事例を全国保育士会による行為類型と比較した。

2. 方法

(1) 調査協力者

A県およびA県近郊に在住し、幼稚園・保育園・認定こども園などに勤務している、もしくは休職中の幼稚園教諭・保育士・保育教諭74名に調査を依頼し、74名から回答が得られた(回収率100%)。

(2) 調査内容

1) 属性変数：

性別、年齢を尋ねた。また、勤務年数、勤務状況(現職・休職中・退職)、勤務施設(幼稚園、保育園、認定こども園、その他)、役職(園長、主任、実習指導、クラス担任、その他)について尋ねた。

2) 不適切保育についての項目

- ①「あなたは、保育者が子どもに不適切なかかわりをしていた・していると感じたことがありますか？当てはまるほうに○をつけてください」という項目を設定し、ある・なしのどちらかに○をつけてもらうようにした。
- ②あるに○をつけた場合、「上の質問であなたが想定した人に当てはまる番号全てにまるをつけてください」という項目を設定し、園長、主任、先輩の保育士・幼稚園教諭、同僚の保育士・幼稚園教諭、後輩の保育士・幼稚園教諭、その他(具体的に)から、選択してもらうようにした。
- ③「あなたが『不適切』と感じた内容を教えてください」という項目を設定し、具体的に何歳児に、誰が、何をしている・していたかの記述を求めた。

(3) 調査手続き及び調査時期

質問紙法を用いた。表紙に、調査の目的・方法・内容・データの処理方法・調査結果の公開手続きについて記載し、裏面に上記の質問項目を記載した質問紙を作成した。調査協力者は、教員免許状更新講習（A 県）の受講者である。講義時間開始前に説明・配布を行い、昼休憩の時間を利用して記入・回収を行った。十分なサンプルサイズを確保するため、2020 年 8 月および 2021 年 8 月に調査を行った。

(4) 倫理的配慮

調査の目的について調査協力者に調査依頼書にて説明するとともに、調査への協力は任意であり、調査への協力をしないことによって不利益を被ることがないこと、回答途中で回答したくなくなった場合に回答を中断してもよいこと、得られた情報は個人情報を含んでおらず分析段階でも、全体的なデータとして統計的分析を加えるため個人が特定されることがないこと、を紙面及び口頭にて説明した。これらのことについて理解し、調査への同意が得られた者からのみ回答を得ている。

3. 結果と考察

(1) 調査協力者の特徴

調査協力者に関する情報の概要を Table 1 に示した。74 名全員が女性であり、平均年齢は 35.2 (SD = 8.5) 歳で 28 歳から 63 歳である。勤続年数は平均 11 (SD = 6.7) 年、1 年から 35 年であった。勤務状況は、ほとんどが現職 (58 名) である。勤務施設は、幼稚園と認定こども園が同程度で、保育園がやや多かった (それぞれ 19 名、18 名、26 名)。役職は主任が 6 名、副主任 1 名、主事 2 名、学年主任 3 名と、特定の役職についている者は少なく、クラス担当は 17 名であった。

Table 1 調査協力者に関する情報の概要

調査協力者 (N = 74)						
性別		N	(%)	年齢	平均値 (SD)	
女性		74	(100.0)		35.2	(8.5)
					範囲	28-63
勤続年数				勤務施設 (N, %)		
	平均値 (SD)	11.0	(6.7)	幼稚園	19	(32.8)
	範囲	1-35		保育園	26	(44.8)
勤務状況 (%)				認定こども園	18	(31.0)
	現職	58	(78.4)	その他	4	(6.9)
	休職中	9	(12.2)			
	退職中	7	(9.5)			
役職など (%)						
	主任	6	(10.3)			
	副主任	1	(1.7)			
	主事	2	(3.4)			
	学年主任	3	(5.2)			
	クラス担当	17	(29.3)			
	加配・フリー	2	(3.4)			
	派遣・パート	7	(12.1)			
	支援員	3	(5.2)			
	無記名・その他	17	(29.3)			

(2) 不適切保育についての項目

保育者が子どもに不適切なかかわりをしていた・していると感じた者は55名(74.3%)であり、ない者19名(25.7%)と比べて多いことが明らかになった。子どもに対する不適切なかかわりを行っていたのは誰かについて複数回答を求めた結果、全82回答が得られた。その内、園長8件(9.8%)、主任9件(11.0%)、先輩の保育士・幼稚園教諭32件(39.0%)、同僚の保育士・幼稚園教諭9件(11.0%)、後輩の保育士・幼稚園教諭23件(28.1%)、自分自身1件(1.2%)となり、最も多いのが先輩の保育士・幼稚園教諭という結果となった。

不適切な保育を受けていた子どもの年齢について尋ねたところ、69件の回答が得られ、0歳児3件(4.4%)、1歳児10件(14.5%)、2歳児12件(17.4%)、3歳児9件(13.0%)、4歳児14件(20.3%)、5歳児17件(24.6%)であった。回答には年齢ではなく、全園児3件(4.3%)、未満児1件(1.4%)というものもあった。

(3) 不適切保育の分類

不適切保育について得られた55名の自由記述データを、第1筆者と第2筆者の二人で内容的観点から検討し、協議を重ねながら以下の手順で分類した。まず、分析者2名で、得られた回答を最小の意味単位に分割した。その結果、94の記述を得た。得られた記述を全国保育士会による「保育者の『良くない』と考えられるかかわり」の行為類型で示された5つのカテゴリー(「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ」、「③罰を与える・乱暴な関わり」、「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」、「⑤差別的な関わり」)に基づいてコーディングを行った。得られた記述の中には、この5つに当てはまらない内容もあり、暫定的に「その他」としてコーディングした。その他の中から、さらにまとまりをもった意味内容のものを「⑥子どもの働きかけに応じない・無視する・放置する関わり」としてカテゴリーを追加した。その後、2名の分析者が別々にコーディングを行い、カテゴリーごとの評定者間の一致率を算出した。その結果、全てのカテゴリーで概ね80%以上の一致率が見られた(Table 2)。

不適切保育の行為類型の集計結果からは、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」が最も多く(79.8%)、次いで「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」(29.8%)、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ」(26.6%)となっている。つまり、有無を言わずただ叱責するようなかかわりや、子どもの意思を確認しないかかわり、子どもの育ちや家庭環境への配慮に欠けた行為の強要や、脅迫的な言葉を、多くの保育者が不適切なかかわりととらえていることが分かる

Table 2 不適切保育の行為類型へのカテゴリー分け結果

	N	(%)	一致率
①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり	75	(79.8)	84.0
②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけ	25	(26.6)	85.1
③罰を与える・乱暴な関わり	14	(14.9)	96.8
④子ども一人ひとりの育ちや家庭への配慮に欠ける関わり	28	(29.8)	81.9
⑤差別的な関わり	14	(14.9)	94.7
⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり	6	(6.4)	96.8
⑦その他	12	(12.8)	88.3

不適切保育の内容を行為類型に基づいて分類すると、1つの記述が複数の類型に該当することも明らかになった。この点は、キャンサースキャンによる分析結果と同様である。記述例を以下に示す。

じっとしていることが苦手な子に、午睡の際、(保育者の)足で子どもの身体を押さえつけて寝させることをしていた。子どもは泣きながら眠りについてた。

この内容は、睡眠を強要する「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」の関わりであり、なおかつ、足で押さえつけているという点では「③罰を与える・乱暴な関わり」も含まれることになる。また、このように無理矢理寝かしつけるような保育は、「④子ども一人ひとりの育ちに対する理解不足」が指摘できる。そして、泣きながら眠りにつくという子どもの様子から、「①子どもの人格を尊重していない保育」であることも指摘できる。

このように、行為類型の特徴は、それ自体が独立して存在するというよりも、複数の行為類型が同時に観察されることが多く、その根底に子どもの人格・人権を尊重しないような非人道的な関わりが存在すると考えられる。「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」とそれ以外の類型に同時に該当するケースは55例(58.5%)であり、①のみが該当するケースは20例(21.2%)であった。①の類型に分類されたケースの記述例をTable 3に示す。

Table 3 「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」の記述例(抜粋)

記述例	該当カテゴリー
①とそれ以外の類型の複合していた記述例	
給食の時間、泣いてすごく嫌がっている子(1歳)に無理矢理食べさせていた。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
男児(2歳)が友達に対し、わざと物で殴るなどしてしまった際、注意をしても何度も繰り返してしまい、同じようなことを男児に行い、痛みを伝えていたこと。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ③罰を与える・乱暴な関わり
子どもが叱られるようなことをしたときに、「この子は本当にどうしようもない」など、全人格を否定するような物言いをする。「この年齢の子(0,1歳)たちはお母さんたちに話さんやる」と何を言っても良いみたいない方で否定する	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
好きな子は抱きしめて嫌いな子は名前も呼ばない、抱きしめてあげないと言ったことがありました。その先生は好き嫌いをはっきり出す先生でした。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ⑤差別的な関わり
2歳児なので安定・安心できるような保育内容でいいと思うのだが、子どもたちのレベルを上げたいばかりで、無理なことをさせようとしていたり、トイレトレーニングをその子のタイミングで始めるのではなく、保育士の都合で進めていっていた。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
発達障害児(4歳)に対して、出来ないことを責める。部屋から閉め出す。叱責する。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ③罰を与える・乱暴な関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
①のみ該当していた記述例	
気分によって子どもへの当たりがきつい。	
どんないきさつでそうなったのかを周りの保育士に確認することなく、頭ごなしに叱りつけているのを何度も目にしたとき。	
保育者自身がイライラしているときに、子どもをけなすような言葉をかけていた(3歳児)	
子ども(4歳児)が失敗してしまったのをものすごく責めていた。自信がなさそうに子どもがしていた。	
子ども(5歳児)の話を聞かず、一方的に怒って指導していた。	

新たに作成した「⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり」の記述例を Table 4 に示す。例えば 1 番目の記述例は、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」「④子どもの育ちへの配慮に欠ける関わり」に該当すると考えられるが、子どもの要求を無視するような関わりは既存の 5 類型だけでは説明することは困難である。この内容は子ども虐待におけるネグレクトに相当すると考えられることから、不適切保育の行為類型としては妥当であると考えられる。

Table 4 「⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり」の記述例（全ケース）

記述例 ¹	該当カテゴリ
2歳児が泣いて「別の先生が良い」と訴えても、自分が無理矢理抱っこして部屋の外に連れ出していく。活動するときや給食で苦手なものが出た時、一緒に食べるのを励ましたり、側に居て欲しい先生が別の先生が良い、と言っても聞かずそのまま自分で対応する。泣くと抱いて部屋から連れ出す（2歳児後輩保育士）。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり
園児と関わらず携帯を見ていたり、一緒にクラスのパートの先生とずっとしゃべっている。日頃から、何か調べたりするときは携帯を使っても良いとなっているが、明らかに違う。保育中なのに、子どもを見ずずっと携帯を見ている保育士は不適切だと思います。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり
冬の寒い日におもらしてしまった女の子（その子：5歳は知的に障害がある）。なかなかパンツ・ズボンをかえずに放置していた。その子が私のところに来て初めてお着替えしてもらえなかったことを知り、あわてて着替えをしてあげました。寒い日なのにかわいそうだなあと思いました。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり
園では成功率が高いと褒めているのに、自宅に戻るとおむつで全く母親がやるうとしない様子。それでも「大丈夫です。園で頑張っています」というだけであった。女兒はお姉さんパンツを喜び、おむつ（降園時）にはき替えることを嫌がっているのに（2歳半）。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり
保育者が他のクラスに置き去りにしていこうとした（1歳児）	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり
発熱がある子どもを別室で寝かせていたが、誰もそばについていなかった。	⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり

¹太字は「⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり」に該当すると考えられる部分

次に、「⑦その他」として分類された記述を Table 5 に示す。「⑦その他」に該当した記述は、8 (66.6%) が「⑦その他」のみに該当し、4 (33.3%) が「⑦その他」以外の行為類型にも該当していた。「⑦その他」の内容はこれまでの事例と多少異なっており、極端に不適切とは言いきれないかもしれないが、保育を行ううえで重要な要素が含まれていた。すなわち、保育者自身の資質の問題、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携が機能していない、園の方針の問題や管理職の管理責任放棄、さらには自分自身の保育を振り返っての反省といった記述がみられた。職員間の連携や園の方針、管理職としての責任は職場環境という面で重要であり、管理職の管理責任放棄を目の当たりにして保育者として働く意欲を失ってしまい退職してしまった事例もみられた。

Table 5 「⑦その他」の記述例（全ケース）

記述例 ¹	該当カテゴリー
言葉づかいが汚い保育士がいる	⑦その他（保育者としての資質）
自分が汚れたくないから泥遊びをしなかったり、	⑦その他（保育者としての資質）
自分。今のダメだった!!、とあとから反省	⑦その他（保育者としての資質）
（不適切な保育を指摘しても）言い返す、絶対になおならない。	⑦その他（保育者としての資質・職員間の連携）
私が声を掛けると（その）ベテランの先生は「余計なことをしないで」という。子どもとの信頼関係ができていないのに（今までのその子の成長や性格を知らないのに）、頭ごなしに注意する必要性を感じなかった。	⑦その他（職員間の連携）
鍵盤ハーモニカの口をつけるところだけを変えて共有するのは辞めて欲しい（今はコロナでやっていないけれど）。園に対して	⑦その他（園の方針）
泥んこ遊びのときに、パンツ1枚だけでやるのは辞めて欲しい。園に対して	⑦その他（園の方針）
子どものケガで病院に私の車で連れていくように言われた	⑦その他（園の方針）
自分が決めたりせず後輩が決めて相談すると怒ったりする態度を子どもの前でも見せている。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ⑦その他（保育者としての資質・職員間の連携）
音楽発表会で私のクラスがやろうとしていた歌（事前にその先生に相談済みで許可も出ている）を練習が始まる直前で取られた。子どもたちには、なじみをもってもらうため、普通の生活の中で音楽を流したり、歌に関係する絵本を読んだりしてやる気や楽しみを持たせていたので、変えなければいけなくなりかわいそうだったし、子どもが心から納得いく説明は難しかった。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ⑦その他（保育者としての資質）
・発達障害や精神疾患の知識がなく、子どもや保護者、後輩に対する失礼な発言をする（すべての職種で必要な知識になって来ていると思うのですが）。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑦その他（専門職としての知識・技能）
（好きな子は抱きしめて嫌いな子は名前も呼ばない、抱きしめてあげないと言ったことがありました。その先生は好き嫌いをはっきり出す先生でした。）園長先生は見ても見ぬふりをしていました。許せなくて悲しくなってその職場を辞めました。	①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり ⑤差別的な関わり（特定の子もだけをかわいがる） ⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり ⑦その他（管理職としての責任）

¹太字は複数のカテゴリーに該当する記述において「⑦その他」に該当すると考えられる部分

4. 総合考察

本研究の目的は、保育者による不適切保育の特徴を第三者である同僚保育者の視点から明らかにすることであった。保育者を対象に自身が見聞きした不適切な保育事例を自由記述で回答を求めた調査を行い、得られた保育事例を全国保育士会による行為類型と比較した。分析の結果、保育者が子どもに不適切なかかわりをしていて・していると感じた者は74.3%と高い割合であることが明らかとなった。本研究では不適切な保育を見聞きしたことについて特に明確な期間を定めずに尋ねたため、先行研究において1年間で不適切な保育を自治体が把握していた割合が21.1%だったことと単純比較することはできない。しかし、割合の高低の問題ではなく、子どもの最善の権利を保障し守る職業である保育者が、実際には不適切保育であると考えられる行為をしているという現状を我々は重く受け止めるべきであろう。

以下では、本研究で得られた結果から（1）不適切保育の行為類型における概念の独立性の問題、（2）新たな行為類型と保育者の専門性、（3）第三者的視点から不適切保育をとらえることの有効性、について考察を行い、最後に（4）本研究の限界と今後の課題、を述べる。

(1) 不適切保育の行為類型における概念の独立性の問題

本研究では、得られた不適切保育のデータを全国保育士会による「保育者の『良くない』と考えられるかかわり」の行為類型で示された5つのカテゴリー（「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」、「③罰を与える・乱暴な関わり」、「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」、「⑤差別的な関わり」）に分類した。その結果、行為類型の中では「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」が最も多く（79.8%）、次いで「④子ども一人ひとりの育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり」（29.8%）、「②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ」（26.6%）となっていた。また、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」とそれ以外の類型が同時に該当するケースは55例（58.5%）と高率であるのに対して、①のみが該当するケースは20例（21.2%）と低率であった。このことから、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」は全記述の約8割程度に該当しており、他の類型に同時に該当する割合も高いことが示唆された。このようになった理由として、「①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり」は、概念的に他の行為類型と重なる部分が多いことが挙げられる。そもそも、人格を尊重するということは、保育所保育指針において、「保育者は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」と掲げられている通り、もっとも基盤となる内容である。そのため、行為類型においても全体の基盤となるべく最も概念的に広く設定されていると推察されるが、そのことがかえって個々の事例を分類する際に概念の独立性の問題を生じさせてしまっている。このことは、不適切保育の問題を子どもの人権侵害という重大な視点で捉え、保育者に注意喚起するという意味においては重要であろう。しかし、不適切保育を分類・整理するうえではやや正確性に欠ける概念設定であるといえる。

(2) 新たな行為類型と保育者の専門性

本研究において保育者によって記述された不適切保育の内容から、「⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり」という新たな行為類型を生成した。この内容は子ども虐待におけるネグレクトに該当すると考えられることから、不適切保育の行為類型としては妥当であると考えられる。ただし、この行為類型に該当していた記述が6（6.4%）と少なかった点は注意が必要であろう。これは、単にこの行為類型に該当する事例が保育現場において少ないということ直ちに意味するとは必ずしもいえない。このような目立ちにくい行為類型であるからこそ、存在していたとしても見づらいが、しかし子どもにとっては重大な心理的問題をもたらし得る行為であるといえる。特に、今回得られた6ケースのうち、3ケースは2歳児以下であり、保育者との愛着形成の観点からこのような行為を行うことの問題点を指摘できる。また、1ケースは発熱していて別室で寝かせられていた子どものケースであり、もう1ケースは寒い日におもらしをしてしまった知的障害をもつ子どものケースであったことから、本来ならばより丁寧な関わりが求められるべき子どものケースという意味で重大な問題であるといえる。

同様に、「⑦その他」においても、その内容を丁寧に検討すると、全国保育士会の行為類型において示されていないが考慮すべき不適切保育の内容について示唆が得られた。すなわち、「⑦その他」において得られた内容は、極端に不適切とは言い切れないかもしれないが、どれも保育の質に関わる重要な内容であった。これらは保育者自身の資質の問題、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携が機能していない、園の方針の問題や管理職の管理責任放棄といった問題であり、上記のネグレクトと密接に関連すると考えらる。ネグレクトとは、子どもにとって必要な関わりを提

供しないことであり、ネグレクト行為は保育の専門職である保育者にとってその専門性を疑い得る問題であるといえる。本研究でその存在が示唆された新たな行為類型については、保育者の専門性との関連という観点からも今後、より詳細な検討が必要であろう。

(3) 第三者的視点から不適切保育をとらえることの有効性

本研究においては、保育場面で見聞きした不適切保育について回答を求める形式をとり、保育者の同僚という第三者の視点から不適切保育をとらえることを試みた。その結果、全国保育士会が作成した不適切保育の5類型には該当しない新たな行為類型が存在することが示唆された。従来の行為類型に該当する内容についても、部屋に閉じ込めて叱ったり、子どもに痛みを理解させたりするために保育者が子どもの腕を殴る、差別的な対応、などが含まれており、家庭内では虐待行為として認識されるような行為も散見された。2020年4月から子どもへの体罰が法律で禁止され、しつけによる体罰（叩く、殴る、罰として食事を与えない）や心を傷つける行為（子どもの存在を否定するような言葉）が明確に虐待として扱われるようになった。それにもかかわらず、保育の専門家によって運営される保育現場においても、同様の事態が起こっていることを示唆している。保育が展開されているなかで起きていることを外部の人が知ることは難しい。職場の同僚によってこれらの行為に気づかれることがあっても、また、気づいたのが上司であっても、その行為を止めさせることは難しいことが事例からうかがえた。報道にもあるように、子どもが保育者から暴言を吐かれたとしても、それが乳幼児の場合、自分の思いを他者に上手く伝えることはできない。それゆえにこの問題の根は深い。しかし、これらの不適切保育は、行為者自身の内省に期待するだけでは改善が難しいと考えられる。そのため、第三者の視点を、保育現場において不適切保育を早期に発見し、予防していくためのセーフティネットとして機能させていくことが望まれる。

鈴木（2014）は、幼児教育・保育の国際的動向を踏まえたうえで、幼児教育・保育の質の構造に関して、3つの要素から考えられるとしている。それは、インプットとしての「構造の質」と「過程の質」、アウトプットとしての「結果・成果」に分けて考えられると述べている。その上で、幼児教育・保育における評価は、構造の質から過程の質の評価へと、その重点が移ってきているという。つまり、幼児教育・保育の実践の場が「どうであるか」というよりも、そこでの実践が「どう深められているか」に視点が転換していると指摘している¹⁹⁾。この保育を深めるというプロセスにおいて、同僚との協働や連携は重要な役割を担うと考えられる。また、同僚との協働や連携によって自身の保育を深めることが、前述した目立ちにくいネグレクト型の不適切保育を発見し改善していくうえで有効であると考えられる。

(4) 本研究の限界と今後の課題

本研究で分析対象としたデータは、74名から得られた94の記述であったことから、不適切保育についての内容面の分析にとどまっている。しかし、保育者の経験年数や役職、子どもの年齢、性別、クラスサイズといった要因の効果については今後サンプルサイズを増やして検討する必要がある。

また不適切保育という概念そのものについても検討する必要がある。本研究では全国保育士会による5つの行為類型に加えて、「⑥子どもからの働きかけに応じない・無視する・子どもを放置する関わり」や、「⑦その他」として保育者自身の資質の問題、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携が機能していない、園の方針の問題や管理職の管理責任放棄といった内容が得られた。しかし、これらとは別に、子どもの発達にそぐわない保育や、保育者や保護者など大人にとって見

栄えの良い保育、子どものやる気や意欲を伴わない保育、幼小連携という名の下に行われる子どもの発達にそぐわない行き過ぎた早期教育も、本来であれば「不適切保育」として扱われるべき内容であろう。これに対して本研究で保育者によって記述された内容は、保育者による子どもの人格を尊重しない行為や、強要、暴言・暴力、差別、子どもの育ちや家庭を無視するようなかかわり、放置などの行為であり、子どもの育ちに関する専門家が行う行為としては、すでに虐待と判断せざるを得ないかわりばかりであった。そのような行為に同僚として勤務する保育者が辞職し、時には離職してしまうケースすら存在することも明らかとなった。このような実態は、新聞報道やルポルタージュでも同様にみられ、また、退職した保育者によって改めて事件や事故が明らかにされるケースが報告されている。保育職の離職率の高さとの関連も考えられる問題でもあり、そのような場面を目の当たりにして、改善を呼びかけても改善されないケースもみられたことから、厳しい保育環境で勤務する保育者を守る仕組みも必要であろう。保育者の自助努力によって不適切保育の問題を解決するには限界があり、日本の保育システム自体の構造的な問題として取り組むことが必要であろう。不適切保育という切り口からこれらの問題に取り組んでいくことは今後の大きな課題である。

引用文献

- 1) 秋田喜代美・佐川早希子：保育の質に関する縦断研究の展望. 東京大学大学院教育研究科紀要, 51, 217 - 234, 2012.
- 2) 小林美希：ルポ保育崩壊. 岩波新書, 東京, 2015.
- 3) 小林美希：ルポ保育格差. 岩波新書, 東京, 2018.
- 4) 近藤幹夫・幸田雅治・小林美希：保育の質を考える・安心して子どもを預けられる保育所の実現に向けて. 明石書房, 東京, 2021.
- 5) 野澤祥子・淀川浩美・高橋翠・遠藤利彦・秋田喜代美：乳児保育の質に関する研究の動向と展望. 東京大学大学院教育学研究科紀要, 56, 399 - 419, 2017.
- 6) 東京新聞：「あっち行け」「ブタ！」各地で相次ぐ「不適切保育」、園児の心に深い傷. 2020年8月31日. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/52148> 2021年9月22日閲覧.
- 7) 東京新聞：園児への暴言や虐待…保育所内の「不適切保育」を厚生労働省が初の実態調査へ. 2020年8月31日. <https://www.tokyo-np.co.jp/article/52144> 2021年9月22日閲覧.
- 8) 上村善太郎・松岡恵子：保育におけるマルチリポートメントと関連する組織要因の探索. 福岡教育大学紀要, 69, 9-15, 2020.
- 9) 前掲2
- 10) 前掲3
- 11) 大川えみる：ブラック化する保育. かもがわ出版, 京都, 2016.
- 12) 脇 貴志：事故と事件が多発するブラック保育園のリアル. 幻冬舎, 東京, 2016.
- 13) 前掲7
- 14) 全国保育士会：保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト - 子どもを尊重する保育のために -. 山縣文治監修, 全国社会福祉協議会児童福祉部内, 2018. <https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf> 2021年9月22日閲覧.
- 15) 株式会社キャンサースキャン：「不適切な保育に関する対応について」. 厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, <https://cancerscan.jp/research/801/> 2021年9月22日閲覧.
- 16) 株式会社キャンサースキャン：不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き (別添). 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, <https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/dcd34c7b5f61320be9d95ac0c0751157.pdf> 2021年9月22日閲覧.
- 17) 前掲8
- 18) 李 環媛・山下亜紀子・津村美穂：しつけと虐待に関する認識と実態. 日本家政学会誌, 63, 379 - 390, 2012.
- 19) 鈴木正敏：幼児教育・保育をめぐる国際的動向 - OECDの視点から見た質の向上と保育政策 -. 教育学研究, 81, 460 - 472, 2014.

付記

本研究はJSPS科研費20K02721の助成を受けたものです。